

IV

売価は販売可能性も考慮しているか 棚卸資産の評価に関する 見積りのポイント

監査法人アヴァンティア
公認会計士 戸城 秀樹

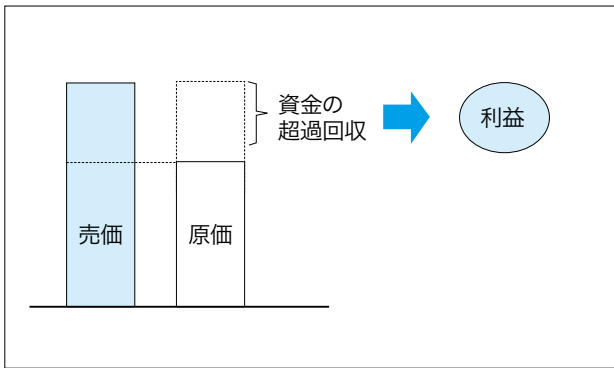
はじめに

棚卸資産の評価に関する見積りの解説を行うに先立って、まず棚卸資産とはどのようなものかについて、あらためて確認したい。

棚卸資産は、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動および一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等も含まれる（企業会計基準9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」3項）。すなわち、企業が売って儲けるために所有する資産や、企業活動において消費することを目的とした資産のことである。

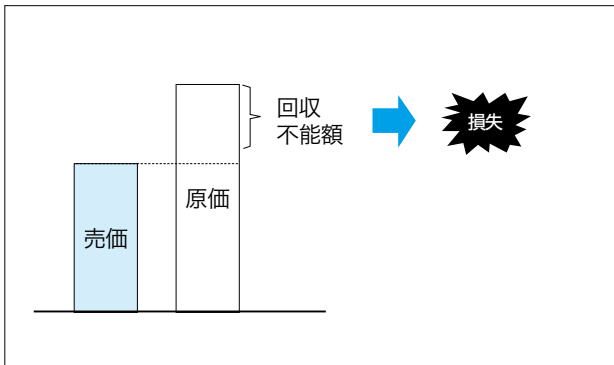
このように、棚卸資産は企業活動

（図表1） 通常想定される企業活動



に直結するものであり、安く仕入れて高く売るといふ企業の基本的な行動原理（図表1）を前提とすれば、仕入れた価格よりも高い価格で売れない（資金を回収できない）場合には、資金を回収できる金額まで評価損

（図表2） 資金を回収できないケース⇒評価損の計上が必要！



を計上するのは当然の行為で（図表2）、他の見積りよりも理解しやすい会計処理であるといえる。以下に、棚卸資産の評価について、具体例を挙げながらポイントを解説する。

棚卸資産の評価に関する会計基準の概要

棚卸資産の評価減については、従来から、企業会計原則の枠組みにおいても存在していたものの、これは原価法と低価法の選択適用というもので、必ずしもすべての企業に対して求められるものではなかった。

平成18年7月5日付けで企業会計基準委員会から棚卸資産の評価に関する会計基準が公表（平成20年9月26日付けで改正）されたことにより、通常の販売目的（販売するための製造目的を含む）で保有する棚卸資産については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているものとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とすることとされた。当該会計基準は、「企業会計原則」および「原価計算基準」に優先して適用される旨が明記されたことから、棚卸資産の評価方法は実質的に「低価法」に統一されることとなった（棚卸資産の評価に関する会計基準7項、2項）。